

# 「薬剤師届出票」の提出をお願いします

## 令和2年の薬剤師の届出及び調査(厚生労働省)

わが国に居住する薬剤師は、2年に1度、12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定められている事項について、届け出ることが義務付けられています(薬剤師法第9条)。

本年はその届出年に当たりますので、必ず届出をお願いします。

### 1. 対象者

日本国内に住所地があつて、日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師(12月31日現在就労されていない場合や、海外出張で不在であっても届け出ること)。

### 2. 調査の期日・届出期限

令和2年12月31日現在の状況を、令和3年1月15日(金)までに届け出て下さい。

### 3. 提出先

住所地または従業地の保健所(郵送または直接お届けください)。

### 4. 届出用紙

住所地若しくは従業地の保健所に問い合わせをいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用してください。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。届出票のダウンロードや記入例をご覧ください。

**※前回(平成30年又はそれ以前)の届出票は、使用できませんのでご注意下さい。**

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/sanshi\\_todokede.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshi_todokede.html)